

参考資料3 中小規模会社からのネット相談事例

本資料は、会社法施行日である平成18年5月1日以降にNet相談室に寄せられた相談の中から、比較的中小規模会社に特有と思われる相談事項を抜粋したものである。

相談事項は、以下の項目に分けて整理しているが、その中でも上場準備中の会社の場合、中小規模で制度的に現在は整備されていないにしても、将来の上場のために、上場会社に準じたコーポレート・ガバナンスの確立を目指していることから、一般の中小規模会社とは同列に論じられない面もあり、24にまとめて整理している。

なお、相談事項について当事例では回答を記載していないが、回答は具体的な相談事例に対して複数の回答者がそれぞれの見解を示しており、活用したい監査役にとっては、直接、内容に接することが極めて参考になるものと考えられるので、相談Noから検索していただきたい。

[ネット相談の検索方法]

監査役協会ホームページ → 「監査実務支援」をクリック → 「Net相談室（会員専用）」をクリック → 中段の欄にパスワードを入力し、OKをクリック → 緑色のNet相談室入口の□をクリック → 上段にある「回答キーワード検索」に閲覧したい相談Noを入力して「検索」をクリック

項目

- (1) 監査役職務に係る事項
- (2) 1人監査役に係る事項
- (3) 監査計画に係る事項
- (4) 重要会議に関する事項
- (5) 役員公私の区別の不明確さに起因する事項
- (6) 利益相反、競業取引（旧133条監査関連）等に係る事項
- (7) 親会社等との間の取引に係る事項
- (8) 会計監査に係る事項
- (9) 事業報告及びその附属明細書に係る事項
- (10) 内部統制システムの構築に係る基本方針に係る事項
- (11) 譲渡制限付株式に係る事項
- (12) 監査報告に係る事項
- (13) 株主総会／決算日程に係る事項
- (14) 報酬の決定又は開示に係る事項
- (15) 責任の一部免除に係る事項
- (16) 機関又は監査役会の廃止に係る事項（任意監査人、監査役協議会等を含む）
- (17) 取締役に係る事項

- (18) 登記に係る事項
- (19) 公告に係る事項
- (20) 定款／会社法務に係る事項
- (21) 会社法の解釈に係る事項
- (22) 監査役に関連した規定類に係る事項
- (23) 監査範囲を会計に関するものに限定している場合に係る事項
- (24) 上場準備中／上場を断念した会社からの相談事項

(1) 監査役職務に係る事項

項目	相談のポイント	相談 No
業務執行の是非 (許容範囲の有無)	中小規模会社の常勤監査役が時間の合間を割いて業務に携わることの是非。どうい業務なら差し支えないという許容範囲があるか	7561 10110 10446
	監査役会設置会社でない会社の非常勤監査役 の職務	8349
	子会社の非常勤監査役（監査役1名）を兼任することになったが、取締役会に出席する程度でよいか。実際にどこまでの監査を求められるのか	5730
	非常勤監査役だけで行う監査の場合の実効性確保について	10643
監査役会設置会社でない会社の監査役の常勤、非常勤の決定	監査役会設置会社でない会社の監査役の常勤、非常勤の決定は、社長が行うか、監査役が決めるのか	8301
親会社監査役、子会社監査役間の連携	子会社監査役による親会社監査役への報告等の親子間の連携について	10317

(2) 1人監査役に係る事項

項目	相談のポイント	相談 No
監査役職務の引継	1人監査役でスタッフもない場合、監査役職務をどのように引き継ぐべきか	4965
就任前の監査期間の監査	監査役1名の3月決算会社で、1月に交代して前任者からの引継がない場合、就任前の4月から12月の期間についても監査役として監査しなければならないのか	5732
一人監査役による決定	監査役が決定すべき事項について、監査役が1名の場合は全	11243

	て1人で決定するが、親子会社間であれば監査役間で連携することが望ましい	
入院した場合の対応	12月決算会社で、1人監査役が1月から3月まで入院した場合の対処方法	4843
監査役の辞任 (一般手続)	1人監査役から定時株主総会の3ヶ月前に辞任したいとの申し入れがあった場合、会社としての対応方法は	5309
(病気辞任の場合の対応)	監査役が1名の会社で、病気のため辞任届けが出されたが、株主総会で後任監査役が選任されるまでは、現監査役に監査役として留まってもらうことになるのか。直ちに辞任届を受理して空白期間を設けることは認められないか	6985
監査役を選任同意 (辞任監査役の同意)	1人監査役が辞任して、臨時株主総会で後任を選任する場合、後任監査役の選任議案について、既に辞任している監査役の同意が必要か	4421
(本人の選任への同意)	4年の任期を満了し、再任される予定であるが、監査役が1人の場合の監査役の選任議案に対する同意手続は、監査役会の場合と同様でよいか	7149

(3) 監査計画に係る事項

項目	相談のポイント	相談 No
監査計画の策定 (承認のプロセス)	監査役2名(常勤・非常勤)の会社で、監査役の監査計画を正式に承認するプロセスはどのようにすればよいか	7444
(策定の必要性)	上場準備中の非大会社で、この度100%子会社を設立し、親会社監査役が子会社監査役を兼任することになったが、小規模の新会社の場合、どの程度の監査計画の策定が必要か	3203

(4) 重要会議に関する事項

項目	相談のポイント	相談 No
重要会議への出席 (関連会社社員の出席)	非公開の小会社であるが、当社の経営会議に毎月関連会社の社員がオブザーバーとして出席する場合、独立性、インサイダー規制等の観点から、監査役としての留意点は	3965
代表取締役との定期的会合	実質的に社長との緊密な意見交換ができている場合に、代表取締役との定期的会合の形式も必要か	8129

(5) 役員の公私の区別の不明確さに起因する事項

項目	相談のポイント	相談 No
----	---------	-------

会社借入金の連帯保証	会社の借入金に対して、監査役が連帯保証人となることの是非	5476
代表取締役の個人保証	銀行から、借入金に対し、代表取締役の個人保証を要請された場合の留意点は	5345

(6) 利益相反、競業取引（旧 133 条監査関連）等に係る事項

項目	相談のポイント	相談 No
利益相反取引	取締役が実質的に支配権をもつ、奥さんが社長をしている他社から作業員を入れて、下請け作業をさせることは利益相反取引になるか。その解消策は	5123 5326
	取締役が実質的に過半数の株式を保有している会社との取引は、利益相反取引に該当するか	5380 7781
	社外取締役の長男が経営の他社との取引	8055
	取締役会長の長男が経営する会社に遊休不動産を売却する場合	8198 8202
利益相反取引 （会社からの借入行為）	譲渡制限株式会社で、代表取締役の退任に伴い、全役員で株式の譲渡を受けるに当たり、その資金を全額会社からの借入金で賄う場合の取締役会決議上の留意点	5824
自己株式の取得 （非公開会社の場合）	株主との合意による自己株式の取得に関する、会社法 156 条～159 条は、非公開会社にも適用されるか。非公開会社の場合の留意事項は	4687
自己株式の扱い （非公開会社の場合）	非公開会社において、自己株式の取得、処分又は消却に関して、会社法上、いかなる制約があるか	4320

(7) 親会社等との間の取引に係る事項

項目	相談のポイント	相談 No
親会社等との間の取引について事業報告又はその附属明細書記載の要否	会計監査人設置会社、同設置会社でない会社で公開会社、会計監査人設置会社でない非公開会社、それぞれの親会社等との取引に関する事業報告又はその附属明細書記載の要否について	10351 10574 10587
事業報告・附属明細書、監査報告に記載すべき取引	親会社等との間の取引について事業報告・附属明細書、監査報告に記載が必要なものは、「利益相反取引に該当するもの」に限定されない。完全親会社等との間の取引も記載が必要	10434 10542

子会社の利益を害さないかどうかの判断、理由の決議	親会社等との間の取引についての事業報告・附属明細書記載において、子会社の利益を害さないかどうかの判断、理由に関する決議の時期と方法について	10563
		10594
		10616
監査報告記載	親会社等との間の取引について事業報告の附属明細書に記載されている場合は、監査報告においても「事業報告の附属明細書に記載されている取引について」と記載する	10672

(8) 会計監査に係る事項

項目	相談のポイント	相談 No
会計監査の方法	会計監査人設置会社でない会社の非常勤監査役の会計監査について、簡便的かつ効率的で任務懈怠にならないような会計監査方法は	8376
	会計監査人設置会社でない会社における月次会計監査について	11195
会計監査人設置の親会社の連結対象子会社の会計監査	親会社が会計監査人設置会社の連結対象子会社であっても、子会社が会計監査人設置会社でない場合は、子会社監査役は自身で子会社の計算書類の適正性に関する監査報告を作成できるように会計監査を行わなければならない	10766

(9) 事業報告及びその附属明細書に係る事項

項目	相談のポイント	相談 No
会社の状況に係る重要事項（非公開会社の場合）	非公開会社の場合、施行規則 118 条 1 号の会社の状況に関する重要事項の内容については特に規定はないが、公開会社の記載すべき事項を参考にして、積極的に記載すべき事項があれば追加すればよいか	7247
(該当事項がない場合)	非公開会社の場合、施行規則 118 条 1 号の当該会社に関する重要な事項とは具体的に何を指すか。重要事項がなく、かつ内部統制システム等の決議事項もなければ、事業報告を作成しなくてもよいか	3695
報酬の開示（非公開会社の場合）	役員の報酬について、非公開会社でも開示してよいか。開示する場合の留意点は	5127
役員退職慰労金の開示（引当金の開示の必要性）	非公開会社で、事業報告に任意に役員報酬を開示する場合、役員退職慰労金の引当額は、計算書類の承認まで金額が確定しないという理由で記載しないことの是非	5698

事業報告の附属明細書 (該当事項がない場合)	事業報告の附属明細書は、補足すべき重要事項がない場合でも、「記載すべき事項がない」ということが重要な情報となるので、「事業報告の内容を補足する重要な事項はありません」旨を記載して作成しなければならない	10352
---------------------------	--	-------

(10) 内部統制システムの構築に係る基本方針に係る事項

項目	相談のポイント	相談 No
任意の基本方針決定 (社長決裁の稟議)	大会社以外の会社で、内部統制に関する基本方針を社長決裁による稟議書で決定したが、取締役会決議が必要か。このままで、事業報告、監査報告に記載なしでよいか	6200
(取締役会の対応)	大会社以外の会社では内部統制システムの構築に関して取締役会ではどのような対応をすべきか	4331
(「体制の整備」の意義)	会社法 362 条 4 項 6 号の体制の整備と、同 5 項の決定しなければならない、との意味の違いは。大会社以外では、内部統制システムの構築についてどのように考えればよいか	7039
(内部統制監査の必要性)	大会社以外では内部統制システムに関する取締役会決議は任意でよいか。また内部統制システムの監査は法定の義務なのか任意なのか	6943
(決議内容の漏れ)	大会社以外の会社で、取締役会で内部統制システムの基本方針を決議し事業報告にも記載している。このほど業務監査権限を有する監査役が監査の結果、損失の危険に関する項目が漏れていることが判明したが、任意の決議の場合には漏れがあっても問題はないか	7759
(過年度決定事項の扱い)	非公開の小会社であるが、内部統制体制について経営会議で決議したところ、親会社から決めるのであれば取締役会の決議が必要との指摘があった。その場合、過去に経営管理上の必要性から個別に定められてきた事項についても、取締役会で決議し直すべきか	3393
(監査報告への記載)	大会社でない会社において内部統制基本方針を任意に取締役会で決議した場合、監査役は、常勤、非常勤とも監査報告への記載が必要か。事業報告への記載の必要性は	6165 10379 10384
大会社でなくなった場合	減資により大会社でなくなった場合、①内部統制に関する取締役会決議は任意か、②過去に取締役会決議した基本方針の扱いは、③事業報告での報告は任意か	4756

(11) 譲渡制限付株式に係る事項

項目	相談のポイント	相談 No
買取り手続 (持株会での買取り)	株式の譲渡制限がある会社で、退職する役員の株式を持株会で買い取る場合の留意点は	3819
譲渡価格の決定方法 (退職役員からの買取り)	非公開の小会社であるが、退職役員の株式についての取決めがなく、役員間で配分されている。額面価格で取引されているが、純資産価格では数十倍の価値となる。取締役会で譲渡について決定すれば、価格については個人間の契約でよいのか	2826
(役員全員での譲受け)	3年後の上場を目指している小会社において、譲渡制限株式について、株主から監査役を含む役員全員で譲り受けることを検討しているが、譲渡価格について、純資産価格により評価すれば、第三者による株価の算定は不要と考えてよいのか	7752

(12) 監査報告に係る事項

項目	相談のポイント	相談 No
監査報告の主語 (1人の場合、複数 の場合)	前期は監査役が2名で、「私たち監査役は」としているが、今年は1人のため「私は」とすべきか、主語は削除すべきか、また、方法の「各監査役は」の部分についてはどうか	6653
2名の監査報告の集約 (各監査役の監査 報告の必要性)	監査役が2名の場合、監査報告の内容が同一の場合は、連名で作成することも認められているが、その場合も各監査役の監査報告も必要か	6777 8212
(監査報告の主語)	監査役が2名の場合、まず各監査役が作成し、別途連名により1通作成して、招集通知に添付することでよいのか。その場合「私たち監査役は」という表現でよいのか	6183 10613
非常勤監査役の監査 報告	常勤1名、非常勤1名の場合の監査報告で、非常勤監査役の責任範囲を限定した監査報告例はあるか	8162
常勤監査役の辞任 (期末終了後の辞任)	未上場の監査役2名の会社で、決算期末時に常勤監査役が辞任し営業部長に就任したため、現在共同で監査報告書を作成しているが、署名、株主総会への参加等はどのようにすべきか。前常勤監査役として署名、参加は可能か	6317
監査役の期中辞任 (決算期直前の辞任)	監査役2名の小会社であるが、3月決算目前に非常勤監査役1名が辞任し、常勤監査役1名で監査報告を作成する場合、期中において、辞任監査役と意見の相違がなかった旨を記載した方がよいのか	3659
監査役協議会の監査 報告	非公開、小会社において、監査役2名で監査役協議会を設置、監査役協議会規程も制定している。監査役の選任同意	6904 10376

(監査役 2 名の場合)	は監査役協議会名（監査役 2 名連名）で行っているが、監査報告の作成も監査役協議会名でよいか、監査役 2 名の連名のみにするべきか	10481
監査報告のひな型 (任意監査法人)	上場前の任意会計監査を実施している監査役会設置会社の場合、監査報告のひな型はどれを適用すべきか。監査役設置会社の場合どうか	6501 6892
	会計監査人設置会社でない会社の監査報告には、任意の監査法人が監査していても依拠できず、監査役が計算書類の適正性について直接の意見を記載しなければならない。	10489
	金商法 193 条の監査を受けている場合、監査報告書の監査の方法に、「監査法人の意見も聴取、参考にし、」というような文言を入れることの是非	4034
監査報告のひな型 (取締役 + 監査役の場合) (取締役会 + 監査役の場合)	取締役 1 名 + 監査役 1 名の会社の監査報告書は、協会ひな型のⅡの 3 を活用して、不要部分を除いて作成する	10932
	機関設計が「取締役会 + 監査役」の場合の、常勤監査役および非常勤監査役の監査報告について	11022
監査報告記載事項 (期末に会計監査限定から業務監査権限へ変更の場合)	事業年度末の臨時株主総会で会計監査限定から定款変更され、新たに業務監査権限をもった監査役に選任された場合の監査報告は、会計事項に限定してよいか	8540
	期末近くの臨時株主総会で会計監査限定から業務監査権限をもった監査役に選任された場合の監査報告は、事業報告及びその附属明細書の監査結果についても記載すべきか	8364
監査報告のひな型 (会計監査権限のみ)	ひな型 4 の（注イ）では、施行規則 129 条 2 項に基づき事業報告の監査権限がないことを明らかにしておく必要があるが、整備法 53 条により定款の変更を行っていない場合には、ひな型の「定款第○条により」の部分はどういった表現をとればよいか	3315
株主総会への報告 (口頭報告でよいか)	非上場、会計監査人設置会社でない場合、監査範囲を会計監査に限定、資本金 1 億円未満の会社の監査報告書は招集通知への添付は不要であるが、具体的に株主総会に報告するには、口頭報告でよいのか、計算書類に添付するのか。監査報告書は取締役会の承認が必要か	3525
監査報告書の備置 (監査役 2 名の場合)	監査役 2 名の場合の監査報告書については、同文になる場合は 1 通にまとめて作成してもよいとされているが、この場合も	4027

	連名のものと各監査役の監査報告 3 通を本支店に備置する必要があるのか	
--	-------------------------------------	--

(13) 株主総会／決算日程に係る事項

項目	相談のポイント	相談 No
株主総会招集通知の期限（非公開・取締役会設置）	非公開、取締役会設置の 100%子会社の場合、招集通知の期限を 1 週間より短縮することはできないか	5012
(非公開・大会社以外)	親会社と子会社は、それぞれ別の会社として定時株主総会日程を決めて良いので、前後しても問題はない	10812
	非公開、大会社以外の会社で、書面投票等の定款の定めがない場合には、招集通知の発送期限は 1 週間前でよいか	5006
(招集通知の省略)	当社の株主は 2 社のみであり、従来から定時株主総会の決議は書面決議で行っている。そのため招集通知も発送していないが、問題はないか	7959
議事録の閲覧（非公開会社の場合）	会社法 318 条 4 項の株主及び債権者の株主総会議事録の閲覧権は、非公開会社には該当しないのか	3919
監査役欠席時の対応	非公開、大会社以外の会社の株主総会に、監査役 2 名全員が緊急の用件で出席できない場合の問題点は	4092
	非常勤監査役 1 名の会社の監査役が退任し株主総会に出席できない場合、監査役不在でも株主総会は適法に成立するか	7923
口頭報告（監査役 2 名の場合）	監査役 2 名の場合、株主総会での口頭報告は、個々に行うべきか、1 人が代表して行うべきか	5210

(14) 報酬の決定又は開示に係る事項

項目	相談のポイント	相談 No
報酬格差（社内／社外） （取締役／監査役）	特に上場前の中小会社においては、一般的に社内常勤と社外常勤監査役の報酬に大きい差があり、かつ、取締役と監査役の報酬の差も大きい。どのように考えればよいか	6897
1 人監査役報酬決定 （報酬決定手続）	監査役 1 名の会社では、株主総会で定めた報酬枠内で監査役個人が決定するか、株主総会において報酬額そのものを決定するか、どちらが一般的か。その法的根拠は	6169
		7400
(退職慰労金の協議)	監査役会を廃止し監査役が 1 人になった場合、退任監査役の退職慰労金の協議は 1 名で行うのか。報酬の協議についての	8441
		4128

(執行部からの減額要請)	具体的な手続きは。また、執行部から報酬減額を要請されているが、書面で要請、受諾の手続きをすべきか、自主的に減額を申し入れるべきか	
(賞与の支給手続)	監査役が 1 名の場合、株主総会で決議された枠内で賞与を支給する場合の方法は	5048
(協議に代わる表現)	監査役が 1 名の場合、退職慰労金の決定に当たり、協議に代わる表現は	4800 7342
(報酬がゼロの場合の協議)	親会社の常勤監査役が子会社の 1 人監査役を兼任し、子会社の監査役報酬は無報酬である旨株主総会で決定している場合、子会社監査役として、子会社代表取締役に対し、協議書に代わる文書の提出が必要か	6784
(総会議案への同意)	監査役が 1 名の場合、株主総会での決定が全てで監査役の意思は入らないことになるが、監査役として同意している旨の記録は必要がないか。あるいは事前に意思表示のチャンスはないのか	6494
(任期途中の変更)	常勤監査役が 1 名（非常勤はゼロ）の会社で、任期途中に非常勤とすることにより、勤務日数を減らして報酬を減額することの是非	3316
報酬総額の開示 (社内監査役 1 名の場合)	開示内閣府令では、取締役（社外を除く）、監査役（社外を除く）別に報酬総額をそれぞれ開示しなければならないが、社内監査役が 1 名の場合には、1 億円以下でも個別に開示される結果になるのか	6587

(15) 責任の一部免除に係る事項

項目	相談のポイント	相談 No
定款変更議案への同意（同意書の作成方法）	監査役 2 名で、監査役協議会で運営しているが、役員の実責任免除に関連して、監査役全員の同意を必要とする場合、具体的にはどのような形で同意結果を記録すればよいのか	3214

(16) 機関又は監査役会の廃止に係る事項（任意監査人、監査役協議会等を含む）

項目	相談のポイント	相談 No
任意の監査契約 (機関設計の意義)	非大会社、非公開、取締役会 + 監査役の会社で、任意に会計監査を受ける場合には、機関設計として会計監査人を加えるべきか	5494

(監査役独自の契約)	非公開大会社が債務超過となり、減資して小会社となったのを機会に、会計監査人、監査役会を廃止し、非常勤監査役 1 名体制とするが、会計監査の支援のため監査費用で監査法人と契約することの是非。なお会社は別途アドバイザー契約を検討中	4127
(監査人と監査役の関係)	任意契約の監査人と監査役の関係について	10717
監査役会の廃止 (減員の具体的手続)	非公開大会社が大会社でなくなったため、監査役会を廃止して、監査役員数を 3 人から 1 人にする場合、一旦全員解任後改めて 1 名を選任すべきか	5971
(廃止の具体的手続)	常勤の退任を機会に監査役会を廃止する場合、登記事務以外に必要な手続きは	5192 9640
(具体的手続と留意点)	監査役会廃止のための定款変更手続き及びこれに伴う期末から定時株主総会までの対応	8132 8459
(減資による場合)	定時株主総会で減資して資本金が 5 億円以下になった場合、監査役会を廃止できるか	6104
(監査役の同意の必要性等)	監査役会の廃止及び廃止後の監査役の定員についての定款変更は監査役の同意が必要か。総会で監査役は意見を述べることは可能か。廃止後の現監査役の任期は	6104
	監査役会、会計監査人を廃止して監査役設置会社に変更するにあたり、取締役会から監査役会に対し、変更に対する同意書提出の要請があったが、必要か	7416 8523
監査役会廃止の意義 (監査役協議会との相違点)	持株会社傘下の非上場大会社で、員数的要因により、監査役会を廃止し監査役協議会にした。監査役の権限、職務、範囲等は何ら変わりが無いが、このことは、「ステータスの低下」と捉えるべきか	7070
監査役会を廃止し、監査役協議会、連絡会を設置の場合の手続き、規定	監査役会を廃止し、監査役協議会又は連絡会を設置の場合の 手続き及び規定の改廃方法について	10321 10322 10334
監査役協議会、連絡会	監査役協議会、連絡会の責任、権限、義務、役割について	10039 10230
監査役協議会、連絡会の決議	監査役協議会での運営の場合に、法定の機関ではないが「協議会としての決議」を規定することに問題はないか	8343 9879
機関設計の変更 (取締役会・監査役)	取締役会 + 監査役会 + 会計監査人の会社を取締役 1 名 + 監査役 1 名 + 会計監査人に変更する場合、①総会決議に監	6234

会廃止)	査役会の事前協議は必要か、②現監査役は臨時総会までの監査報告が必要か、③監査役 1 名は業務監査も実施することでよいか	
(取締役会・監査役会廃止)	定款を変更して、非公開会社とし、取締役会、監査役会を廃止、株主総会+取締役 1 名+監査役 1 名+会計監査人とする予定。変更後の経営意思決定事項（総会決定又は取締役決定）に監査役の実名又は記名押印は必要か	6242
(監査役会・会計監査人廃止)	12月決算会社で、21年11月に減資により大会社でなくなり、22年3月に監査役会を廃止、7月に会計監査人も廃止して、取締役会+監査役となった場合、23年3月に作成する監査報告の内部統制システムの状況についての監査結果はどのように記載すべきか	6856
(監査役→会計参与設置)	非上場の、小規模会社であるが、会社は監査役を廃止し、某会計事務所を会計参与として、監査役的な観点で見ても意向である。会計参与は計算書類の確認だけと認識しているが、監査役的な見方はできるのか	7323
(取締役会の廃止)	100%子会社の小会社で、取締役会+監査役（非常勤 1 名）の会社である。取締役 3 名中 2 名は親会社の取締役と使用人の兼任で、実質的取締役会は開催されていない。このような状況下で取締役を 1 名とするメリットとデメリットは	3709
(取締役会・監査役廃止)	12月決算の純粋持株会社であるが、子会社が1月1日付で臨時株主総会を開き、取締役会、監査役を廃止して、親会社の取締役 1 名が兼任することとする。この場合子会社の12月期の監査報告は誰が作成し、誰に提出すればよいのか	3397
(監査役会廃止の場合の監査役の任期)	監査役会廃止の場合の監査役の任期は変更がなく、前回選任時からの残存期間でよいか	8459
大会社への移行 (監査役会設置のタイミング)	期中に大会社の条件が備わったため、決算後の株主総会で定款変更して監査役会を設置する場合、時間的な制約はあるか	7073
(社外監査役資格者)	新たに監査役会設置会社となる場合、現任の監査役で社外監査役としての要件を有している監査役は、社外監査役として登記できるか	8412
(内部統制決議他留意事項)	3月決算会社で、07年4月の増資により大会社になった場合、内部統制システムの基本方針の決議及び会計監査人の選任決議への対応はどのタイミングで実施すべきか。その他大会社移行に伴う留意事項はあるか	3954

取締役 1 名会社への変更 (100%子会社の場合)	上場会社の 100%連結子会社の機関設計として、非公開小会社で、取締役会 + 監査役設置会社の 6 社について、全部取締役 1 名のみの変更に係る妥当性について	3808
非大会社への移行 (会計監査人の廃止)	3 月決算会社で、5 月に減資を実施して大会社でなくなったため、6 月の株主総会で会計監査人の設置を廃止したいが、今期末までは法定監査が必要か	6768
(内部統制決議の廃止)	大会社でなくなった場合の会計監査人廃止手続き	10390
(会計監査限定の是非)	減資により非大会社に移行したのを機会に、会計監査人、監査役会も廃止したが、大会社当時の内部統制システムの基本方針決議も廃止すべきか	6822
	非公開、大会社で、監査役会、会計監査人設置会社が、大会社に該当しなくなったため、監査役会を廃止し、併せて監査役の権限を会計に限定する旨、定款変更することの是非	5958

(17) 取締役に係る事項

項目	相談のポイント	相談 No
1 人取締役の決定事項 (利益相反取引の場合)	取締役の借入金の担保として 100%子会社の保有する株式を提供する場合、その子会社の取締役が 1 人であれば、株主総会で承認をすべきか	5386
オーナー企業の取締役会 (開催せず議事録で承認)	オーナー企業のワンマン経営者がすべて実質的意思決定を行い、取締役会を開催せず、決議案件は議事録を作成して各取締役等がこれを確認して押印していることの是非	6579
会計限定監査役への通知	監査の範囲を会計監査に限定された監査役に対して取締役会の招集通知は必要か	4711
監査役欠席 (取締役会決議の有効性)	1 人監査役が取締役会に欠席した場合も取締役会自体は有効か。後日問題が生じた場合、監査役の善管注意義務を問われる可能性はあるか	7429
特別利害関係人 (該当の有無)	株式譲渡制限会社の取締役が、株主である有限会社の実質的に利害を代表する社員の場合、その有限会社の当社株式の売却について承認する当社取締役会で、当該取締役は特別利害関係人か	5137

(18) 登記に係る事項

項目	相談のポイント	相談 No
社外役員の登記必要性 (監査役会設置会社)	非公開、非大会社、監査役設置会社で常勤 1 名、非常勤で社外の資格がある者が 2 名いるが、社外監査役として登記が	7079

でない場合)	必要か。また、取締役会設置会社における社外取締役の登記の必要性は	
	常勤社外 1 名の会社で、非常勤社外を 1 名増員するが、911 条 3 項 17 号では単に監査役の氏名とされ、18 号では社外監査役については社外監査役である旨とされている理由は	6075
会計監査限定の旨の登記	会計監査限定の会社であることの確認および登記について	10568

(19) 公告に係る事項

項目	相談のポイント	相談 No
決算公告必要理由 (非公開会社の場合)	会社法 440 条で、非公開会社も計算書類を公告しなければならない理由	4693
官報・日刊新聞・電子公告による公告 (損益計算書要旨の必要性)	有報提出会社でない大会社は、会社法 440 条 1 項に基づき B/S とともに P/L も公告しなければならない。公告方法が同条 2 項による場合でも、その規定にいう B/S は、前項の B/S (及び P/L) の意味であって、B/S、P/L を公告しなければならない。	10359

(20) 定款／会社法務に係る事項

項目	相談のポイント	相談 No
定款変更 (監査役会廃止)	定款を変更して監査役会を廃止、監査役が 3 人から 1 人になるが、現在の①監査役の員数、②監査役の選任、③監査役の任期、④常勤監査役の選定、⑤監査役会の招集と運営、⑥監査役会規程、⑦損害賠償責任、⑧報酬のうち、④、⑤、⑥を削除すればよいか	6461
(監査役の監査範囲)	現在の定款は「監査役は会計に関するもの及び業務に関するものの監査を行う。」と規定しているが、問題はあるか	7863
(監査役の監査範囲の拡大)	非公開・小会社で、現在は監査役の監査の範囲は、整備法 53 条により会計に限定する旨の定款規定があるとみなされている。この規定を排除し業務監査権限をもたせるにはどのようにすればよいか	6491 2840

(譲渡制限株式の譲渡承認)	株式譲渡制限会社で、定款に「株式の譲渡又は取得については、株主又は取得者は取締役会の承認を要する。」と定めているが、今回少数の場合には代表取締役の承認とするよう定款を変更したい。他社の変更事例はあるか	3947
自己株式の取得 (特定の株主からの取得)	会社の譲渡制限株式の数%を 20 数名の社員が取得する際、退職時には会社に譲渡する旨の誓約をしているが、実際に会社が自己株式を取得する場合、会社法 160 条による、特定の株主からの取得の場合の株主に対する通知は必要か	6140

(21) 会社法の解釈に係る事項

項目	相談のポイント	相談 No
2 条 9 号 (監査役設置会社)	取締役会設置会社では、会社法 327 条 2 項により監査役を置かねばならないので、監査範囲を会計に限定している場合も監査役設置会社に該当することになるか	3664
332 条 7 項 3 号/336 条 4 項 4 号 (役員の任期)	非公開会社が公開会社になったとき、今までの取締役、監査役の任期が満了になる趣旨は	4523 4461

(22) 監査役に関連した規定類に係る事項

項目	相談のポイント	相談 No
監査役関連規則の整備 (1 人監査役の場合)	1 人監査役の会社において、監査役関連規定はどの程度必要か。作成する場合のひな型はあるか	5730 5251 5290
監査役規則の制定 (1 人監査役の場合)	監査役 1 名の非上場会社の監査役に就任し規程を見直したところ、監査役会規則が制定されていた。監査役設置会社で、監査役（会）規則を制定している例はあるか	6724
監査役規則のひな型 (1 人監査役の場合)	監査役会を廃止し、監査役 1 名となり、監査役規程を改定したいが、ひな型はあるか	7466
監査役監査規程の改定主体 (監査役会設置会社でない場合)	監査役会が存在しない会社の監査役監査規程の改定は誰が実施すべきか。	11145
内部統制監査実施基準 (大会社以外の必要性)	「内部統制システムに係る監査の実施基準」（以下、「内部統制監査実施基準」という。）は、取締役会決議が必要な場合が前提であるが、決議が必要なければ本実施基準の準用も必要がないか。任意に常務会で決定しその運用状況についても	7729

(大会社以外の最低 チェック項目)	監査している場合はどうか	
	内部統制監査実施基準は上場大会社を対象にしているが、第3章各条第2項に関し、非上場、非大会社において重要な統制上の要点の中で最低限のチェック項目は何か。執行側に要点の例示を提供し自己チェックに使用してもらう方法は有効な監査手法か	7734

(23) 監査範囲を会計に関するものに限定している場合に係る事項

項目	相談のポイント	相談 No
整備法 53 条の有効期間／業務監査権限の付与手続	旧商法上の小会社であった場合、整備法 53 条 ^(注 1) による監査権限に関するみなし規定の有効期間は。また、業務監査を監査範囲に加えたい場合にはどのような手続が必要か (注 1) 旧商法下の小会社では、会社法施行後、定款に監査役の監査範囲が会計に限定される旨の規定があるとみなされる規定。	7050 10893
会計監査限定の旨の確認及び登記	会計監査限定の会社であることの確認及び登記について	10568
みなし定款規定の取扱い	会計監査限定の旨の登記に関する会社法の改正にかかわらず「みなし定款規定」の内容は定款の文言に反映すべき	9492
監査役設置会社の意義	会計監査限定監査役を置く会社は「監査役設置会社」ではないのか。取締役会設置会社は監査役を置かなければならないが、その会社は「監査役設置会社」ではないか	8555
差止請求権の有無/監査役設置会社に該当の有無	監査範囲を会計監査に限定している場合は、取締役が定款違反した場合の差止請求権はないという理解でよいか。また、2 条 9 号の監査役設置会社とはならないのか	7049
財務報告信頼性の監査	非上場の関係子会社の監査役の権限は会計監査に限定されていると理解しているが、財務報告信頼性に関する監査の実施は可能か	6225
内部統制監査との関連	監査役の監査範囲が定款により会計監査に限定されている場合、内部統制監査はいかにすべきか	6276
監査役設置会社との関連 (取締役会決議省略への同意)	取締役会設置会社のため、法の要請で設置している監査役の監査範囲を会計監査に限定している場合、会社法 2 条 9 号の監査役設置会社に該当するか。仮に該当すれば、370 条の取締役会の決議の省略に際し会計監査の範疇を超えた判断を求められることになるのか	6322

業務監査の実施	会計監査限定監査役が業務監査も行っている場合について	11239
事業報告の監査	会社法436条1項では、会計監査限定の会社も含め、事業報告についても監査を受けなければならないと定め、施行規則129条2項では、会計監査限定監査役は、「事業報告を監査する権限がないことを明らかにした監査報告を作成」と、一見矛盾があるように感じられるが、どう解釈すべきか	9645
子会社監査役が会計限定 (子会社調査権との関連)	法381条3項により、子会社に対する調査権は監査役設置会社に限定されているので、監査の範囲が会計監査に限定されている子会社に対しては及ばないのか	4178
(子会社の業務監査)	親会社の常勤監査役が、整備法53条により会計監査に限定されている子会社の監査役を兼任している場合、子会社の業務監査は、親会社監査役として行うべきか。子会社定款に記載がなく、平成18年に取締役会、監査役設置会社の登記が行われている場合はどうか	6353
取締役会への出席義務	非公開の中小会社、会計監査に限定されている会社の監査役は一律に取締役会への出席義務がないのか。取締役会、監査役会設置の有無により変わるのか	6275 10464
取締役会招集請求	会計監査限定監査役が招集請求した取締役会の決議は有効か	8093
会計監査限定の排除 (整備法53条適用の有無)	非公開、小会社で、現状は整備法53条により会計監査に限定。業務監査権も付与したいが、別途2億円の増減資を行えば、一時的に53条適用外となり、付与される結果になるか	4412
(特例有限会社の場合)	特例有限会社の場合、監査役の監査は会計監査に限定されているが、定款を変更して業務監査を行うことは可能か	7089
(期中の監査範囲拡大)	期中に臨時総会で監査範囲を拡大する場合、期末の監査報告は業務監査まで含めた内容となるか。前半は会計監査のみとの注釈が必要か。そもそも期中での監査範囲の拡大は避けた方がよいのか。臨時総会で翌年度から拡大する旨の決議は可能か	3017 3171
	会計監査限定の会社が業務監査権限の監査役に定款変更の場合、定款変更とともに会計監査限定監査役の任期が満了するので、新たに監査役を選任する必要がある	10653

特例有限会社の監査役 (会計監査限定の根拠)	特例有限会社の監査役の権限は会計に関する事項に限定されている根拠は何か	6923
---------------------------	-------------------------------------	------

(24) 上場準備中／上場を断念した会社からの相談事項

① コーポレート・ガバナンス

項目	相談のポイント	相談 No
コーポレート・ガバナンスの動向 (執行役員制/委員会設置)	当社は IPO を目指す中小会社。昨今執行役員制の会社が増えているが、今後ますます経営と執行の分離が進んで行く傾向にあるのか。委員会設置会社の採用は何社くらいになっているのか	4625
上場への体制整備 (監査役/監査役会設置)	現在は非公開の小会社で、常勤、非常勤監査役、計 2 名の体制である。上場申請のため株式譲渡制限を撤廃し、上場時点では大会社となる予定。株式公開時点で従来の監査役は退任して再任され、上場後最初の定時株主総会で監査役会を設置すればよいか	3341
取締役の業務分担 (社長への権限の集中)	社長に権限が集中し、他の取締役は担当部長的な役割になっている場合の対応は。社長が多忙すぎることによるリスクをどのように考えるか	4571

② 監査役関連

項目	相談のポイント	相談 No
上場前の監査役の留意点 (監査役に対する審査項目)	上場審査に当たって、監査役にも取引所の審査があると聞いているが、監査役に対する最近の審査項目等を教えてください	3763
(具体的な監査必要項目)	取引所の上場申請中です。インサイダー取引の監視、自社株の持株会から第三者への売却、上場予定を知らない株主からの株式譲渡の申し入れ受諾、その他監査役として留意すべき点について教えてください	3486
監査役の選任同意 (同意の判断上の留意点)	現在 2 人の監査役を 6 月総会で 1 人増員予定であるが、招集通知(案)の監査役選任議案を見てその事態を知った実状である。監査役としての同意が必要である旨申し入れたいが、同意のための実質的な判断にあたり、留意すべき点は	6713
監査役会の設置	現在監査役 1 名又は 2 名で運営している会社の場合、上場	5284

(上場前の設置の必要性)	時に大会社でなくても、上場までに監査役会を設置する必要があるのか	5172 5081
	大会社ではない公開会社で監査役設置会社が上場する場合、監査役会設置が必要か。会社法では義務付けられていなくても取引所の規制等で監査役会の設置が求められることがあるのか	6966
	上場を目指し近々大会社となるため監査法人と正式契約をする予定であるが、監査役体制は非常勤の1名でも法令上は問題がないか。実務上の不都合はあるか	7684
監査役会の設置 (運営上のポイント)	上場準備のため監査役会を設置した場合の、運営上のポイントを教えてください	5415
	上場準備のため監査役会、会計監査人を設置した場合の留意点は。役員の改選は必要か	4862
監査役会の設置 (具体的手続)	現状常勤監査役1人、社外監査役2人いる会社で、新たに監査役会を設置する場合、定款変更だけでよいか。監査役の同意は必要か。任期は現状のままでよいか	4841
(監査役会の設置必要性)	現在取締役会+監査役+任意の会計監査の会社で、上場後は取締役会+監査役+会計監査人でよいか。コストはかかっても監査役会設置会社にすべきか	4602
(臨時総会の開催タイミング)	現在の機関は取締役会+監査役(2名)で、監査法人とは任意契約である。上場を控え臨時総会で、監査役を3名にして監査役会を設置したいが、株式譲渡制限の廃止や会計監査人の設置も必要ななかで、監査役の増員だけの臨時総会の開催は如何なものか	6880
(書面決議の可能性)	臨時株主総会で監査役1名を増員して3名とし、監査役会設置会社にするのを検討している。株主総会とその後の取締役会は書面決議を予定しているが、監査役会についても全員の同意があれば実際に開催しないで議事録を作成することが可能か	6916
監査役会出席者 (内部監査室長の出席)	監査役会に内部監査室長が定例的に出席することの是非と、その根拠は	4515
監査役会への欠席防止 (上場審査への影響)	上場直前のベンチャー企業で監査役会を月1回開催しているが、非常勤監査役(弁護士)の欠席が多く上場審査への影響を心配している。開催は原則として取締役会前の時間帯にしているが、欠席を防ぐ何かよい方法はないものか	4209

監査役会の廃止 (常勤の必要性他)	上場準備の一時凍結により監査役会を廃止し、会計限定の監査役及び会計参与設置会社にする場合、常勤監査役は置かず非常勤が 1 人または 2 人でよいか	5612
(廃止後の監査体制)	上場準備の一時凍結により、監査役会を廃止する場合、監査役は非常勤が 2 名でもよいか。上場再開のために準備しておくべきことはあるか	5657
(廃止後の監査留意点)	IPO 審査のため 7 年前から監査役会を設置しているが、十分に機能しないまま業績低迷のため今回監査役会を廃止して監査役も 3 人から 1 人に減員することになった。監査役会の廃止に伴い監査上留意すべき事項はあるか	7792
(監査法人の報酬同意)	監査法人の監査報酬の同意については、前期は監査役会で行ったが、監査役会を廃止した場合にも同意の必要があるか。その場合の具体的手続は	5950
(監査役の解任)	業績不振を理由に上場中止を決定し、監査役会を廃止、オーナーは正式な手続を抜きに監査役 3 人を解任予定であるが、何か法的な対抗策はあるか	6409
常勤監査役の期中交代 (取締役就任)	上場準備中の会社の常勤監査役が任期途中で取締役になる場合、監査役として果たすべき責任は	5516
監査役減員/交代 (監査報告の作成責任)	上場が白紙になり、現行 2 名の監査役が執行部に戻り、後任が 1 人監査役になる予定であるが、次期監査役が監査報告に署名することでよいか。前任者の監査責任は	6180
監査役交代 (新任の監査報告の内容)	上場準備中の 7 月決算の監査役設置会社で、7 月 27 日の臨時総会において社外監査役の 1 人が交代した場合、実際に監査をしていない新任の社外監査役が作成すべき各監査役の監査報告はどのような内容になるか	4356
監査役任期 (上場直前の交代)	2009 年 1 月に選任され、任期は 2012 年 6 月までであるが、2013 年 3 月期に上場申請を予定しているため、その時点での監査役の交代は好ましくないが、どのように対処すべきか	6771
監査役から執行部へ (社外監査役の資格要件)	上場が白紙になり、現行 2 名の社外監査役が、当面役員、顧問、参与等の形で執行部をサポートしたいが、再度上場時に監査役に復帰した場合には、社外要件を満たさないか	6196
監査役減員 (社長からの辞任要請)	株式上場が無期延期になり、社長から監査役の辞任を求められているが、いかに対応すべきか	6828
(非常勤 1 名体制へ)	IPO を目指す社長持分 40% の会社の常勤監査役 (就任 2 年目) である。非常勤監査役と 2 名で監査役協議会を設置	7336

	している。業績悪化で上場申請を 3 年先に延ばすことになり、社長から非常勤 1 名体制への移行と報酬の大幅減の提示があった。いかに対応すべきか	
監査役報酬レベルと形態	上場を目指す会社の監査役に対する報酬額は如何にあるべきか。取締役、部長職との対比は。ストックオプション、株式の割当についてはどのように考えればよいか	3748
監査役報酬削減 (拒否したい場合の方策)	典型的なオーナー企業であるが、上場準備のため、1 年半前に常勤監査役に就任した。しかし業績が伸び悩み、上場を断念することになり、社長から勤務工数の削減と報酬の減額を提案されている。拒否したいが有効な対応策があるか	7198
監査役会規則の制定 (ひな型の活用)	監査役会規則を初めて制定する場合、協会のひな型を準用すればよいか	5436
(将来体制を想定した規定)	臨時総会を開催し、監査役会設置会社にし、監査役会規則の制定を検討している。会計監査人は現在任意であるが、監査役会規則に予め会計監査人の選任議案の同意や、特定監査役が会計監査人から通知を受ける条項を入れておくことは可能か	6900
監査役協議会の設置 (監査役会との相違点)	2 名の監査役で監査役協議会として運営しているが、監査役会とは、法律上どの様な違いがあるか	3497
(監査役協議会規程の制定)	上場を目指す、非公開、中小会社で、監査役が 2 名に増えるため、監査役協議会を設置したいが、定款に定めなくても有効か。また規程については、取締役会の承認が必要か	6062
(設置の必要性と定款規定)	来年の上場を目指す中会社において、5 月末の定時株主総会で、常勤の他に 1 名の非常勤監査役を選任予定であるが、直ちに監査役協議会を設置する必要があるか。また、定款に監査役協議会の規定を設けるべきか	4043
監査役監査基準の制定 (必要性と審査基準への影響)	非公開、非大会社で、監査役 2 名の将来 IPO を目指している会社の場合、会社独自の監査役監査基準を設けるべきか。審査基準への影響の有無は	6039
(独自の監査基準の必要性)	非公開大会社で近い将来上場を目指している。社外監査役 3 人で協会の監査基準に則り監査計画を立て実行しているが、当社独自の監査基準は作成していない。作成すべきか。また、公開大会社では全社作成しているのか	3057

③ 監査環境

項目	相談のポイント	相談 No
監査環境の整備 (監査役からのアクセス制限)	未上場の、中小会社で、取締役会+監査役会の会社で、一部の社内情報について監査役に対しアクセス制限を設けていることの是非	4726
社外監査役の資格要件 (監査役選任前の顧問就任)	社外監査役候補者 2 名を、選任の 2 ヶ月前に顧問の資格で取締役会に出席させることの是非。顧問料や交通費を支給すると社外性は喪失するか	4795
内部監査部門の職務 (監査役職務との棲分け)	取締役会、監査役会設置の IPO を目指している、約 30 人の会社において、内部監査部門を置く余裕がないため、常勤監査役（前取締役、CEO、USCPA の資格あり）が、内部監査部門が行うべき会計帳簿等の実査等まで行うことの是非	6344
内部監査部門の適格性 (代表取締役の親族)	内部監査室長が代表取締役の 2 親等以内の親族の場合、上場審査上問題か	5043

④ 会計監査人／任意監査

項目	相談のポイント	相談 No
会計監査人の選任手続 (監査役の同意の時期)	上場準備中の会社で、新たに会計監査人を選任する場合、監査役の選任同意の時期は	4585
会計監査人の報酬同意 (過年度分の監査への報酬)	IPO に伴い、直前の平成 18 年 12 月期に前会計監査人が実施した監査に基づき、新会計監査人が監査報告を作成するにつき、支払う監査報酬については、監査役の同意が必要か	4550
監査契約の締結手続 (監査計画書の遅れ)	上場準備中の会社で、監査法人との契約に当たり、まず監査契約が締結され、監査計画書が監査法人の都合で 2～3 ヶ月遅れる見込みであるが、監査契約書は監査報酬と監査計画との 3 点セットであるべきではないか	7902
任意の監査契約 (上場準備中で任意監査の場合の会計監査)	会計監査人設置会社でないが、上場準備中で監査法人による任意会計監査を受けている場合の監査役の会計監査について	11029
(任意監査人の会計監査人選任)	任意契約監査法人を会計監査人とするものの検討について	10735
(報酬同意/連携方法)	監査法人と顧問契約を結び指導を受けている場合、監査役に、監査報酬の同意権や、監査人から報告を受ける権利等はあるか。またどこまで連携に踏み込むべきか	4528

(報酬同意/連携方法)	上場直前の取締役会 + 監査役の会社で、金商法上の監査契約に当たり「品質管理システム概要書」「監査計画書」を要求できるか。会計監査人に準じた報酬の同意は必要か	4442
(監査法人の監査結果利用)	取締役 + 監査役設置会社で、任意の監査契約を実施している場合、監査報告の経常監査項目として、「監査法人監査概要の聴取」「所見の閲覧」を記載することの是非	6583
(非監査証明業務同時提供)	IPO 準備中の資本金 10 億円の会社で、監査法人と監査契約を締結、会計監査人に準じた監査を依頼。同時に同一監査法人と株式上場に係る助言業務の委託契約を締結したが、これは監査証明業務と非監査証明業務の同時提供の禁止に抵触しないか	3516
監査法人の監査対象 (上場前後の相違点)	会社法と金商法上の、監査法人による監査対象について、上場の前後で相違点はあるか	7191

⑤ 内部統制

項目	相談のポイント	相談 No
内部統制システムの構築 (監査役役割)	内部統制システムの新規の構築に監査役はいかなる役割を果たすべきか	5143
(監査役確約書提出)	全社員に秘密保持、競合避止義務他の確約書を提出させるに当たり、監査役にも同様の要請があるが、提出をすべきか	4933
(大会社との相違点)	内部統制に関しては、上場大会社は会社法と金商法の対象となり、上場中小会社は金商法の対象となるという理解でよいのか。大会社と中小会社では実務上どのような違いがあるか	3497
内部統制システムの監査 (新規の監査役会設置会社)	新たに監査役会設置会社になった場合、事業報告の内部統制に関する監査はいつから実施すべきか	5385
(上場延期と事業報告記載)	上場延期により、内部統制システムの基本方針の決議に関する事業報告への記載を取り止めるための手続きについて。また、取締役会から整備状況についての報告がない場合には、監査役監査はいかにすべきか	6439
(事業報告の監査報告)	2009 年 3 月の取締役会で内部統制システムの基本方針を決議し、2010 年 3 月期の事業報告の監査報告に記載しようと考えているが、施行規則では相当でない場合に記載すべきとされているので、相当である場合は記載しなくてよいのか	6550

(J-SOX との関連)	財務報告内部統制の整備を進めていて来年から本格運用の予定。会社法上の取締役会決議の義務付けはないが、監査役監査としては、J-SOX だけでは損失危機管理体制に関して不十分であると思われるが、どのように対応すべきか	7020
内部統制監査実施基準 (社内規程への組入れ)	監査役 2 名で監査役協議会設置、監査役監査基準は会社規程集には入れていない会社で、「内部統制監査実施基準」を作成した場合、社内規程に組み入れるべきか	4752
内部統制報告書 (提出の時期)	上場準備中の 3 月決算会社で、仮に平成 20 年 5 月に上場した場合、内部統制報告書はいつから提出すればよいか。その根拠法規は	4373
取締役業務執行確認書 (具体的な導入方法)	上場前に取締役業務執行確認書の提出を求める場合の、各取締役への説明、非常勤役員への対応、適切な導入時期等について	4989

⑥ 株式譲渡制限

項目	相談のポイント	相談 No
株式譲渡制限の撤廃 (役員の変更手続・任期等)	株式譲渡制限の撤廃に関する定款変更により、役員が任期満了になり改めて選任する場合、監査役選任議案には監査役の同意が必要か。常勤監査役の選定手続、議長の選任、監査方針の再確認等も必要か	5092
	株式譲渡制限の撤廃に関する定款変更による任期満了の場合、後任を新任、再任するための選任手続は。また再任の場合の任期は	4892
	株式譲渡制限の撤廃により、新しく役員を選任する必要があるが、会計監査人や監査役の選任同意等は現監査役がすればよいか。臨時総会は公開後早期に開催すべきか	4461
	株式譲渡制限撤廃時に、監査役 2 名が重任し、1 名は翌年に新しく選任された場合、増員された監査役の任期は	4862
株式譲渡制限の復活 (監査役の任期等)	上場申請の延期により、株式譲渡制限を復活する場合の監査役の任期他、留意点は	4603

⑦ 株式/株主名簿管理人

項目	相談のポイント	相談 No
株主名簿管理人との契約	公開延期に伴い、定款はそのままで株主名簿管理人との契約	5237

(定款に違反した解消)	を一時的に解消できるか	
株主名簿管理人の新設 (定款変更前の契約)	株主名簿管理人の設置をする旨の定款変更に先立って、取締役会において株主名簿管理人の選任決議を行い、当該管理人と株式事務委託契約を交わすことの是非	4028
取締役の株式売却 (対会社/対取締役)	取締役から会社が自己株式を取得するのは利益相反取引か。その株式を他の取締役に売却することについてはどうか。また、取締役間で直接売買することの是非	4816
(対ファンド)	非公開会社において、社長、専務が持ち株を某ファンドに売却する場合の留意点	4773
株式の分割 (発行可能株式数の上限)	IPO を来期に控え、発行可能株式数を現在の 5 万株（既発行株式数、4400 株）から 100 倍の 5 百万株にする予定。会社法 183 条に基づき取締役会で所定の決議をし、株主総会で定款変更を行うが、株式分割による発行可能株式数の増加割合には上限規制があるか	6602
第三者割当増資 (公開前の退職時の扱い)	過去に役員向けに第三者割当増資（簿価純資産価格）を実施。今回も同様に実施したいが、公開前に退職した場合は株式を譲渡していく旨の契約は有効か。その場合、過去に実施した増資についても適用は可能か	4110
(株式投資契約の開示)	金融機関に対し第三者割当増資を行うに当たり、株式投資契約書を締結し、ある期間までは配当をしない旨規定しているが、これは事業報告に開示すべきか	5968
未公開株式の割当 (新規取引先への割当)	将来上場を予定している会社である。新た取引を開始する予定の取引先のキーマンから当社の株式を取得したいとの希望がでていますが、問題はないか	6931
監査役の本株取得 (監査役会議事録への記載)	IPO 準備中の会社で、株式の譲渡制限が撤廃されたため、新任監査役が本株を取得するに当たり、取締役会の承認は不要となったが、監査役会議事録に、取得株数や取得価格を記載する必要があるか	3085

⑧ 公告/会社法務

項目	相談のポイント	相談 No
決算公告 (実施していない場合)	これまで官報による決算公告をしていないが、上場に際しどのように対応すべきか	5248
株主総会議事録の備置	非上場の小規模会社で 100%子会社です。名阪に各 1 事業	6873

(支店での備置き)	所を開設しているが、議事録の写しを各支社に所定期間保存する必要があるか	
取締役会の議事録 (作成の遅延)	取締役会の議事録作成が1年以上遅れているが、どの程度の遅れまで許されるのか、上場審査に当たっての弊害は。また監査役としては、どのように対応すべきか	5576
	取締役会終了後、5ヶ月経過しても議事録が作成されない場合、何か問題が生じるか	4649
取締役会議の議事録 (取締役設置会社の場合)	上場前の取締役設置(2名)会社において、株主総会後の取締役会議の議事録に記載すべき事項は	6928
株主総会参考書類の記載 (監査役選任議案)	監査役1名の中小会社で、過去の監査役選任議案の参考書類に、監査役の同意とか、社外監査役等であることの注書きがないが、本来はいかに記載すべきであったか	5734

⑨ 責任の一部免除

項目	相談のポイント	相談 No
責任軽減規定の考え方 (上場前の定款規定)	上場前に、役員の実任軽減規定を定款に定めることは、姿勢として好ましくないか	5291
役員等の責任限定 (具体的方法) (非上場会社での実態)	取締役、監査役の実任を限定するには、定款で責任限定の規定をすればよいのか	5000
	役員の実任免除の導入を検討中であるが、社外監査役についてだけ免除の提案をすることの是非、及び非上場会社での導入実績、会計監査人との責任限定契約の実態は	6030

⑩ 監査実務/監査役の実任範囲

項目	相談のポイント	相談 No
監査役年間スケジュール (上場前1年間)	上場前、1年間に監査役として取り組むべき事柄と日程について	5180
業務監査の実任範囲 (上場審査との関連) (業績目標未達の指摘)	証券会社の事前審査の過程で、常勤監査役の実任結果が少ない、例えばサービス残業に関するヒアリング結果、等の指摘を受けたが、監査役実任範囲をどう考えるべきか	4527
	上場準備中の会社であるが、各部門方針の進捗状況の実任過程で、大幅な目標未達が続いているため改善について指摘したいが、監査役の実任範囲を逸脱しているか	7652

非常勤監査役の監査実績 (上場審査との関連)	従業員 40 名、資本金 30 億円のバイオベンチャーで、将来上場を計画している。常勤 1 名非常勤 2 名で、監査役会が設置されているが、実質的な監査は常勤が行っている。今回幹事証券会社から非常勤監査役の監査実績も必要との指摘を受けたが、どの程度でよいのか	7270
監査役の監査範囲の限定 (上場審査との関連)	IPO を目指す中小会社で株式譲渡制限会社であるが、旧商法時代の現定款に、今回監査役の監査範囲を会計に限定する旨を挿入したが、上場審査上まずいのか	6110 6173
監査役の監査範囲の拡大 (上場直前期の対応)	資本金 1 億円の非公開会社で監査役の監査範囲は会計監査に限定している。4 月から新規上場審査の直前前期に入る準備をするに当たり、監査範囲を業務監査にまで拡大しなければならぬと思っているが、どのように対処すべきか	3735
監査調書の提出要請 (幹事証券会社からの要請)	公開準備中の会社で、幹事証券会社から監査役の監査調書の提出を求められた場合、いかに対応すべきか	4759
監査調書の作成必要性	幹事証券会社の助言により監査役監査調書を作成しているが、その必要性は	6054

⑪ 会計監査

項目	相談のポイント	相談 No
計算書類の確定方法 (取締役会 + 監査役の場合)	IPO を前に過去の招集通知を見直し中。取締役会、監査役設置の中小会社では、計算書類は報告事項か。報告事項の場合、総会目的事項の表現方法は。商法時代も同じか	5713 5729
中間決算 (監査の必要性)	これまで上場準備のため監査法人と契約し中間決算をしてきたが、環境悪化のため契約を解除、任意の中間計算書類を作成、金融機関に提出しているが、監査役監査は必要か	6048
中間決算 (監査の必要性)	上場準備中の会社であるが、監査役として中間決算の監査報告書は提出すべきか。また公開後は半期報告書について監査役の監査報告は提出するのか	4077
四半期決算の準備 (上場審査との関連)	2 年後の上場を目指す場合、四半期決算の準備はいつから始めればよいのか	4906
取締役会への監査報告 (四半期毎の必要性)	引受証券会社から、取締役会で四半期ごとに監査報告をするように指摘を受けているが、どの程度に報告すればよいのか	4713

⑫ 監査報告書

項目	相談のポイント	相談 No
監査報告書作成日程 (上場会社に準じた場合)	未上場で、取締役会+監査役の会社で、上場会社に準じた内容で監査を進めたい場合の日程の確認	4943
監査報告書の作成 (監査役協議会の場合)	上場延期により監査役会を廃止し監査役協議会に変更した場合、従来の監査役会監査報告に代えて監査役協議会監査報告を作成すればよいか	5644
監査報告書の作成 (取締役会+監査役)	IPO を目指す中小会社で、常勤監査役 1 名、監査法人とは任意契約、会計監査に限定する定款規定はない会社の、監査報告はどのように作成すればよいか	6029 6038
監査報告書の作成 (取締役会+監査役)	IPO を目指す取締役会+監査役（常勤 1 名、非常勤 1 名）の会社で、会計監査は任意契約をし、内部統制システムに係る取締役会決議はしていない場合の監査報告ひな型は	6607
監査報告書の作成 (取締役会+監査役)	IPO を目指す会社で、監査役は常勤、非常勤各 1 名で、監査役協議会を設けている。この場合 2 人で協議し 1 通の監査報告書を作成するときは、「監査役協議会監査報告書」とすべきか、「監査役監査報告書」とすべきか	6834
監査報告書の作成 (取締役会+監査役会)	非上場の中小会社（取締役会+監査役会+任意監査契約）です。監査役会の監査報告は、監査役会+会計監査人の場合のひな型から、決議していない内部統制に係る事項と会計監査人に関する事項を削除して作成すればよいか	4263
監査報告書の作成 (取締役会+監査役会)	監査役会設置会社で常勤 2 人、社外 2 人の会社の場合の、各監査役の監査報告書の作成方法を教えてください。自署押印は必要か。表紙についての決まりはあるか	6760

⑬ 過年度決算の修正

項目	相談のポイント	相談 No
訂正した場合の監査報告 (基本的考え方) (監査報告の必要性)	過年度の損益の組み換えを行い、臨時株主総会で承認された計算書類についての監査報告はいかにあるべきか	5134
(監査報告の作成者)	会計監査人設置会社でない非上場会社で、過去 5 期間にわたり製造原価に入れていた費用を販管費に修正するための臨時株主総会を開くが、監査役の監査報告は必要か	4307
	前期の計算書類に誤謬があり修正する場合、既に監査役が交代していても、修正後の監査報告の作成は前任の監査役が行うべきか	5360

(会計監査限定の場合)	過年度の損益を修正し、過去 3 期間の監査報告を作成する場合、会計監査に限定されていた当時の監査報告は、事業報告に触れず、会計監査に限定できるか	4998
(内容と根拠法規)	過去 2 年間の決算を修正し(臨時) 総会に付議する場合の、監査報告の内容と法的根拠は	4696 4565
監査上の留意点	4 月決算の上場準備中の会社で、幹事証券会社の指導で 1 月に臨時総会を開いて過年度の損益を修正した。その法的根拠と監査役監査上の留意点は	5881
会計監査人の監査 必要性	臨時総会で、会計方針の変更ではない過年度損益を修正したが、計算規則 126 条 (旧 154③) の会計監査人の監査事項に該当するか。同項のその他の正当な理由とは何か	5881
適法性と新会計基準 関連	2 月決算会社で、25 年 2 月期の上場を目指しているが、幹事証券会社から 20 年 2 月から 22 年 2 月までの過年度損益の修正を求められている。そのような修正は適法性の観点から問題になることはあるか。また 23 年 4 月以降の過年度遡及に係る新会計基準 24 号との関連はどうか	7268

⑭ その他

項目	相談のポイント	相談 No
役員のお会社役員兼任 (上場審査への影響)	取締役、監査役の、お会社役員のお兼任は上場審査の障害になるか	5096
決算数値の公表 (取締役会決議の必要性)	上場して四半期報告書や月次決算を公表する場合には取締役会決議が必要か。半期報告書や有価証券報告書を提出する場合には、一般的にはどのようにしているのか	3367
定時株主総会前後の 業務 (上場予定会社の場合)	今期上場予定の公開会社であるが、定時株主総会に向けて監査報告書、事業報告、機関設計等の留意点を教えてください。また、総会後の監査役会又は取締役会の留意点は	3579
監査人のローテーション (個人のお監査人の場合)	個人のお監査人も監査法人と同様に品質管理やローテーションの資格要件が強化されたのか。上場予定がなければ従来どおり個人のお監査人に依頼してもよいか	4853
リストラに対応した監査 (海外往査/社長との会合)	業績悪化によるリストラ政策が進行中。従来は上場企業に準じた監査役監査を心掛けてきたが、海外を含む事業所往査や代表取締役との定期会合も見直すべきか	5563

非常勤監査役のデスク (専用デスクの必要性)	上場準備のため非常勤監査役 1 名増員予定であるが、現在も監査役室がなく営業部門と同居の状態。非常勤監査役に専用のデスクは必要か	5908
大株主との非通例的取引 (ペーパーマージンの支払)	元非常勤取締役が経営し、上位株主でもある会社に対し、当社のチェーン店の内 4 店舗の開発協力金として 4 店舗経由の仕入れの 2%のペーパーマージンを 20 年以上支払っている。契約書もなく幹事証券会社から取引解消を要請されているが、いかに対応すべきか	6872
子会社の吸収合併 (期末日翌日の合併の場合)	上場を目指す、非大会社で、取締役会、監査役設置の 2 月決算会社の場合、3 月 1 日に 100%子会社を吸収合併する場合の留意点は	4476 4483
子会社の管理体制 (内部統制の不備への対応)	IPO を目指す小会社で、100%子会社（資本金 1 千万円、従業員 10 名、売上 2 億円/年、取締役 2 名（親会社役員兼務）、監査役なし、規程類不整備）の体制をいかにすべきか	6186
子会社の決算承認手続の不備 (親会社取締役会での承認)	上場を目指す親会社の 100%子会社で、子会社の社長以下全役員が親会社取締役である。12 月決算の子会社の決算承認が、親会社の 6 月の取締役会で承認議案に上がっているが、子会社役員が全員出席する親会社取締役会で決算承認をすることの是非	4132
監査役のパティー等出席 (会社/取引先主催の場合)	上場準備中の企業において、会社又は取引先が主催するゴルフコンペやパーティーなどに監査役も出席し懇親を深めることの是非。ただし、具体的なビジネスの話はしていない	4447
取締役の選任手続のミス (昨年度に任期満了)	上場前の会社である。定時株主総会の議案に取締役選任議案があるが、その内 1 人については今年の株主総会で任期満了であったことが判明した。議長の口頭による謝罪で済ませたいが、他に何か方法があるか	4117
元役員の職務外の法令違反 (開示の必要性)	非公開会社の元取締役が選挙違反で逮捕、審理中であるが、新聞で個人名と会社の業種が報道され、一部取引先でも知られている場合、将来の公開を考え開示すべきか。事業報告への記載の必要性は	4316

以上

公益社団法人 日本監査役協会

本部 〒100-0005 東京都千代田区丸の内 1 丁目 9 番 1 号 丸の内中央ビル 13 階
電話 03 (5219) 6100 (代) FAX 03 (5219) 6110

関西支部 〒530-0004 大阪市北区堂島浜 1 丁目 4 番 16 号 アクア堂島西館 15 階
電話 06 (6345) 1631 FAX 06 (6345) 1649

中部支部 〒460-0008 名古屋市中区栄 2 丁目 1 番 1 号 日土地名古屋ビル 9 階
電話 052 (204) 2131 FAX 052 (204) 2132

九州支部 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2 丁目 1 番 23 号 サニックス博多ビル 4 階
電話 092 (433) 3627 FAX 092 (433) 3628

<http://www.kansa.or.jp/>